

「温泉文化」のユネスコ無形文化遺産への提案の決定について

- 11月28日に、文化庁の文化審議会無形文化遺産部会において、令和7年度のユネスコ無形文化遺産への提案候補として、「神楽」及び「温泉文化」が選定され、同日、無形文化遺産保護条約関係省庁連絡会議において、提案案件として了承された。
- ユネスコ無形文化遺産の我が国的新規提案案件の審査は実質2年に1件。審査の優先順位としては、「神楽」、「温泉文化」の順とされており、「温泉文化」は令和12（2030）年12月頃に審議となる可能性が高い。

提案案件の名称

温泉文化

担い手となる全国組織

「温泉文化」国民会議

提案案件の内容

日本人は、温泉を訪れて入浴することを通じ、四季を感じ、自然と交わり、神を感じることで、心の癒やしを得てきた。そして温泉の効能により体の癒やしを得てきた。「温泉文化」は、「自然の恵みである温泉に浸かり、心と体を癒やす」という、日本人に根付いている社会的慣習である。火山国で水資源にも恵まれた日本は温泉大国であり、温泉は信仰の対象として祀られ、その恵みに感謝する祭・神事は今も各地で続いている。自然を活かした伝統的な入浴方法が編み出され、湯治慣習を含め、人々は温泉の効能を享受してきた。医療的効果の研究や温泉分析等を続けている。こうした「温泉文化」は時代が変遷しても、代々受け継がれており、日本人としてのアイデンティティを再認識させるものである。